

平成27年12月15日

第71回 神戸市個人情報保護審議会

軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の
導入に伴う軽自動車の検査情報の収集及び課
税システム処理について

(行 財 政 局)

神行主課第 2683 号
平成 27 年 12 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久



諮問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の導入に伴う軽自動車税の
検査情報の収集及び課税システム処理について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：行財政局主税部課税企画課

軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の導入に伴う軽自動車税の
検査情報の収集及び課税システム処理について

(条例第7条「収集の制限」に関して)

【収集する情報項目】

車両番号

車台番号

車名コード

総排気量又は定格出力

型式

初度検査年月

軽課判定情報

神行主課第 2683 号 - 2

平成 27 年 12 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の導入に伴う軽自動車税の
検査情報の収集及び課税システム処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：行財政局主税部課税企画課

軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の導入に伴う軽自動車税の
検査情報の収集及び課税システム処理について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限に関して」)

【新たに追加する情報項目】

初度検査年月

軽課判定情報

軽自動車税の経年重課及びグリーン化特例の導入に伴う軽自動車税の
検査情報の収集及び課税システム処理について

1. 趣旨

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者（使用者）に対して課税する。

平成 28 年度から、三輪以上の軽自動車について、経年重課やグリーン化特例（軽課）を導入することになるが、現在、神戸市では、軽自動車の初度検査年月、燃費性能や燃料の種類を確認する資料を持ち合わせておらず、平成 28 年度以降、軽自動車税を適正に課税するためには、軽自動車の検査情報等を取得することが不可欠となる。

(1) 経年重課

新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい軽自動車について、軽自動車税の税率を重くする特例措置。

車種区分		税率（年税額）			
		平成 27 年 3 月 31 日 までに最初の新規検査をした車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から 13 年を経過した車両	
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
四輪	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

(2) グリーン化特例（軽課）

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車について、軽自動車税の税率を軽減する特例措置。

車種区分		税率（年税額）				
		標準	電気自動車 天然ガス自動車 ※1	ガソリン車 ハイブリッド車 ※2		
			概ね 75%軽減	概ね 50%軽減 ※3	概ね 25%軽減 ※4	
三輪		3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
四輪	乗 用	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物用	営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円

※1 天然ガス自動車は、平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両とする。

※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車に限る。

※3 乗用は、平成 32 年度燃費基準値より +20%以上達成しているもの、貨物は、平成 27 年度燃費基準値より +35%以上達成しているもの。

※4 乗用は、平成 32 年度燃費基準値を達成しているもの、貨物は、平成 27 年度燃費基準値より +15%以上達成しているもの。

地方公共団体情報システム機構は、自動車税の課税事務に必要な登録車の登録・検査情報を全都道府県に提供していることから、軽自動車の検査情報を市区町村に提供する仕組みの構築について、総務省自治税務局長から協力依頼があり、「軽自動車検査情報市区町村提供システム」による軽自動車の検査情報を全ての市区町村に提供するサービスを平成 28 年度から開始する。

神戸市においても、地方公共団体情報システム機構の「軽自動車検査情報市区町村提供システム」による検査情報等の取得を行う。

2. 概要

(1) 軽自動車検査情報市区町村提供システム

軽自動車検査情報市区町村提供システムは、一般社団法人全国軽自動車協会連合会から提供された軽自動車検査情報（車両番号、車台番号、所有者の氏名や住所、使用の本拠の位置、初度検査年月、燃料の種類、燃費性能等が含まれる。）に、経年車重課及びグリーン化特例（軽課）の対象区分を判定した結果並びに使用の本拠の位置等に対応する「全国町・字ファイル」の「町・字コード」を付加したもの（以下「検査情報」という。）を市区町村に提供する Web システムである。

(2) 検査情報の取得

サービスの利用団体の市区町村は、当該市区町村の区域内を使用の本拠の位置とする車両の検査情報について、総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続したパソコンの Web ブラウザを用いて、画面照会及びダウンロードをする。

セキュリティについては、行政専用のセキュアなネットワークである LGWAN を通信回線として用い、通信は HTTPS によって暗号化する。さらに、ダウンロードする場合には、検査情報を圧縮する際に暗号化する。

神戸市では、取得した検査情報は課税システムに取り込みを行う。

3. 導入の効果

- (1) 軽自動車税の経年車重課、グリーン化特例（軽課）の導入に伴って、初度検査の年に加えて月の情報、グリーン化特例の該当区分の情報についても申告をすることとなり、その申告内容の適否を確認する必要があるため軽自動車の検査情報が必須となるが、検査情報の取得によって、経年車重課又はグリーン化特例（軽課）の対象区分の判定のための事務負担等が軽減され、正確な車両の情報に基づいた適正な課税ができる。
- (2) 任意の時点における当該市区町村を使用の本拠の位置としている軽自動車の情報と軽自動車税の課税台帳の一覧とを突き合わせることによって、車両の実態とのかい離を抑止することができ、より正確な納税通知が行える。
- (3) 検査情報を課税システムに取り込む仕組みを作ることによって、課税システムへの入力負担を軽減できるとともに、正確な情報を入力できる。

4. 検査情報取得件数

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 全車両情報（～平成 28 年 4 月 1 日） | 約 15 万件 |
| (2) 更新情報（平成 28 年 4 月 1 日～） | 約 10 万件 |

5. スケジュール

～平成 28 年 3 月末	システムへのアクセス及び検査情報のダウンロードのテスト
平成 28 年 4 月	サービス利用開始

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

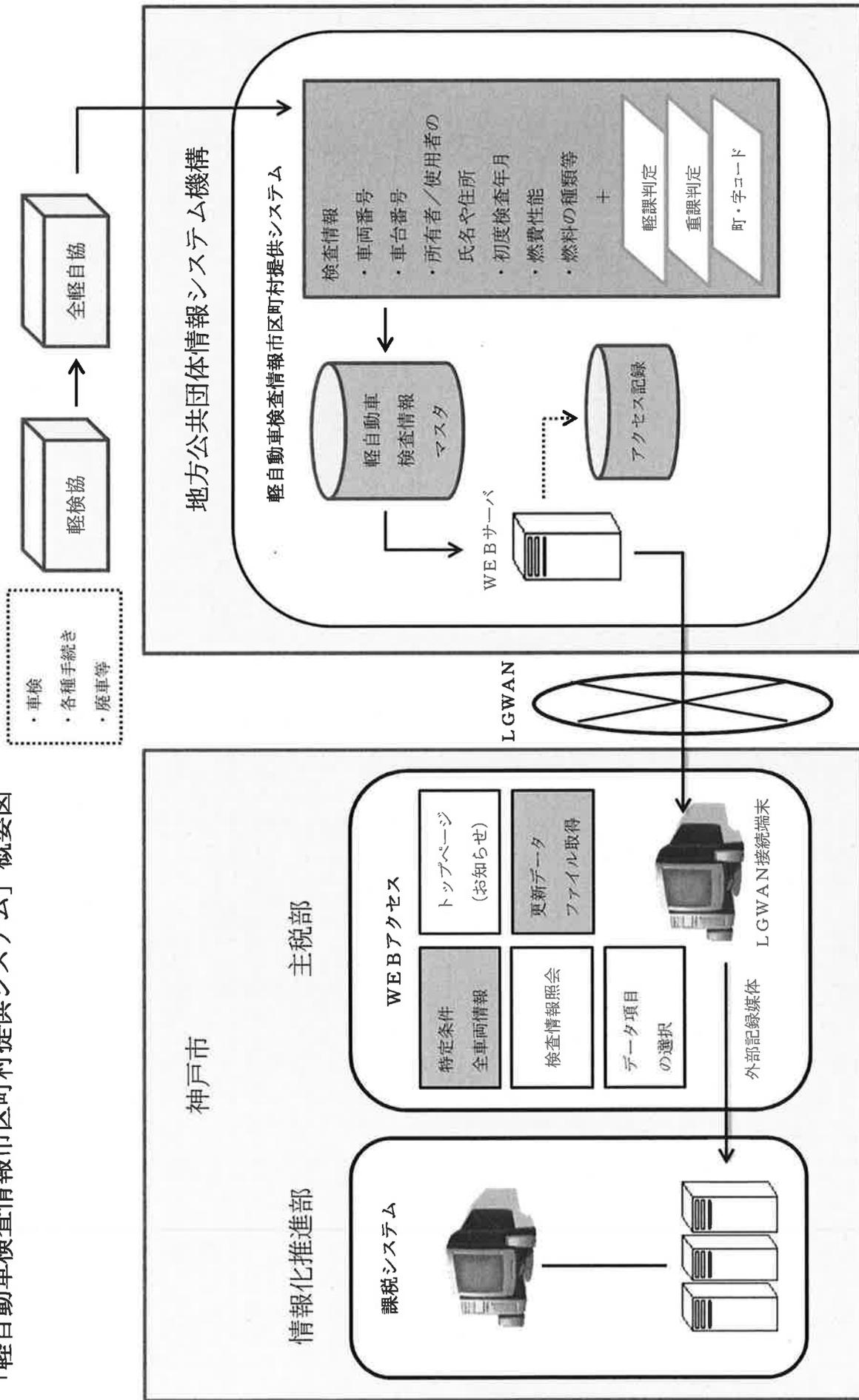
(1) システム上の保護

- ① 検査情報の取得については、行政専用のセキュアなネットワークであるLGWANを通信回線として用い、通信はHTTPSによって暗号化することで、通信途中での情報の漏えいと改ざんを防止する。さらに、ダウンロードする場合には、検査情報を圧縮する際に暗号化する。
- ② 外部から不正アクセスを防止するファイアウォール（外部侵入防止装置）を設ける。また、端末機器はコンピュータウィルス対策ソフトを常に最新にしておくことで、ウィルス感染による情報漏えいを防止する。
- ③ 職員による操作については、IDとパスワードにより、適切に権限設定を行い、担当所管課に属する職員以外はアクセスすることができないようにする。

(2) 運用上の保護

- ① データをダウンロードする端末機器（申告システムeLTAX端末）は1台のみとする。
- ② 端末機器から課税システムにデータを取り組む際は、暗号化等のセキュリティ対策を施した外部記録媒体（ハードディスク）を使用する。外部記録媒体は、施錠可能な金庫等に保管し、取り扱いについては厳格に管理する。
- ③ データをダウンロードする前には、外部記録媒体がウィルスに感染していないか確認を行う。
- ④ データの収受については、受払簿に記録し確認できるようにする。
- ⑤ 個人情報のデータについては、端末機器に保存せず、入退出制限を設けた保管施設に設置しているサーバーで一括管理する。
- ⑥ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体は記録内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ⑦ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、個人情報の漏えい防止や目的外での利用禁止等適切な利用を確保するための運用に関する要綱を整備し、関係職員に対して周知徹底を図るとともに個人情報の適正管理について点検を行う。
- ⑧ パスワードは定期的に更新するとともに、操作状況を常時記録するようにする。

「軽自動車検査情報市区町村提供システム」概要図



地情機第 349 号
平成 27 年 4 月 1 日

各市区町村長 殿
(軽自動車税担当課 扱い)

地方公共団体情報システム機構
理事長 西 尾 勝
(公 印 省 略)

軽自動車税の課税事務に必要な軽自動車の検査情報の提供について (通知)

標記の件について、軽自動車税については、平成 28 年度から経年車重課やグリーン化特例(軽課)を導入することとされましたが、現在、市区町村においては、軽自動車の初度検査年月、燃費性能や燃料の種類を確認する資料を持ち合わせておらず、平成 28 年度以降、市区町村が軽自動車税を適正に課税するためには、軽自動車の検査情報の市区町村への提供が不可欠となります。

このため、現在、当機構においては、自動車税の課税事務に必要な登録車の登録・検査情報を全都道府県に提供していることから、この例に倣い、軽自動車の検査情報を市区町村に提供する仕組みの構築について、総務省自治税務局長から協力依頼がありました。

当機構といたしましては、当機構は地方共同法人であること、当機構が軽自動車の検査情報を全ての市区町村に提供することによって、市区町村の軽自動車税の適正な課税に寄与すること、全ての市区町村が加入して、当機構が一括して処理を行うことによって、市区町村の軽自動車税の課税事務の負担や費用の負担の低減が図られることから、この依頼を受けて平成 27 年度から軽自動車の検査情報の市区町村への提供に必要なシステムの構築等に取り組むこととし、所要の予算措置等を講じたところです。

つきましては、現時点において予定している当事業の内容について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 提供する軽自動車の検査情報の内容

当機構が市区町村に提供する軽自動車の検査情報は、一般社団法人全国軽自動車協会連合会(以下「全軽自協」という。)が承認情報提供機関(軽自動車検査情報提供業務取扱規程(平成 20 年 3 月 28 日 軽自動車検査協会規程第 3 号)(以下「取扱規程」という。)第 3 条 1 号)として提供している軽自動車検査情報(取扱規程第 2 条)のうち、当該市区町村を使用の本拠の位置としている軽自動車の車両番号、車台番号、所有者の氏名や住所、使用の本拠の位置、初度検査年月、燃費性能、燃料の種類などの軽自動車税の課税事務に必要な情報を抜粋した情報のほか、個車ごとに経年車重課又はグリーン化特例(軽課)の対象区分を判定した

情報及び使用の本拠の位置等に対応する「全国町・字ファイル」(注)の「町・字コード」を付加した情報を予定しています。

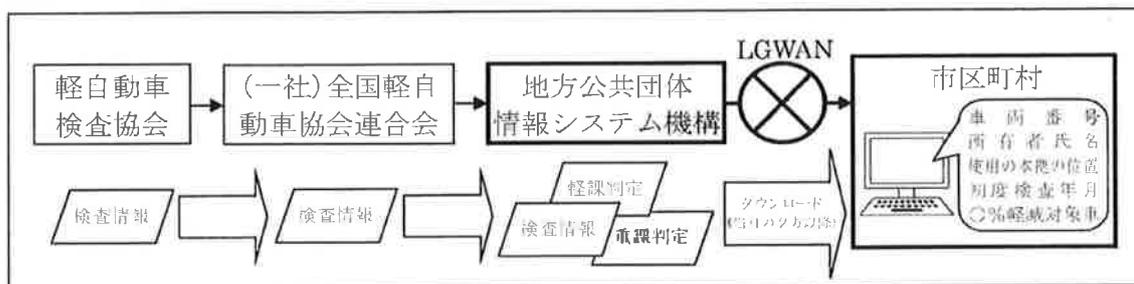
提供する情報は、平成 28 年 4 月 1 日(サービス開始日)現在の当該市区町村を使用の本拠の位置としている軽自動車の既存車両の情報のみならず、サービス開始日以後の新規取得、移転、転入、転出、抹消、変更の情報に加えて継続検査の情報についても、事由が発生した都度(当日の夕方以降)、提供することを予定しています。

注:「全国町・字ファイル」とは、全国の市区町村の町・字・丁目までの最新の地名約 66 万件を収録したファイルで、詳細は、当機構のホームページをご覧ください。

2 軽自動車の検査情報の提供の流れ

軽自動車の検査情報は、現在、当機構が都道府県へ提供している登録車の登録・検査情報の提供の例に倣い、図のような流れで市区町村に提供することを予定しています。

図 軽自動車の検査情報の提供の流れ



3 軽自動車の検査情報の提供の方法

軽自動車の検査情報は、市区町村におけるシステム改修経費の軽減を図るため、原則として、各市区町村が、LGWAN(総合行政ネットワーク)上の当機構のポータルサイト(J-LISポータル)にアクセスして、随時ダウンロードする方法で提供することを予定しています。

なお、検査情報は、汎用性の高いデータ形式(CSV、S-JIS等)を用い、任意の時点における当該市区町村を使用の本拠の位置としている軽自動車の情報をWeb画面上で閲覧できるようにすることを予定しています。

なお、当機構が提供する軽自動車の検査情報のデータの項目及び形式、市区町村の端末の環境要件、その他詳細な仕様については、平成 27 年 6 月中旬頃を目処に加入の意向のあった市区町村に対して通知することを予定しています。

4 軽自動車の検査情報の提供の時期

軽自動車の検査情報は、経年車重課やグリーン化特例(軽課)が導入される平成 28 年度分の課税から利用できるよう平成 27 年 12 月末までにシステムを構築し、平成 28 年 1 月から 3 月までの 3 か月間程度の間において、各市区町村がデータを確実にダウンロードできることを確認するテストを行った上で、平成 28 年 4 月 1 日(サービス開始日)から提供することを予定しています。

なお、具体的なスケジュールについては、追ってお知らせすることとしています。

5 市区町村の費用負担等

(1) システムの構築費用

当機構が軽自動車の検査情報を市区町村に提供するシステムの構築に必要な費用については、一般財団法人全国市町村振興協会の平成 27 年度市町村振興事業（助成事業）の助成金及び当機構の積立金によって負担し、市区町村には負担を求めないことを予定しています。

(2) 検査情報 1 件当たりの情報提供料

現在、全軽自協が軽自動車の検査情報を提供している料金は、1 件につき、基本料が 12.71 円（税込み）で、県外転出車両情報が 44.57 円（税込み）ですが、当機構から市区町村への情報提供料については、市区町村の負担が過重とならないよう、平成 28 年度から全ての市区町村がこの事業に加入することを前提として、一律、全軽自協の情報提供の基本料と同程度（1 件につき 12.0 円（税抜き）程度）とすることを予定していますが、仮に一部の市区町村がこの事業に加入しなかった場合には、これを上回る可能性があることを、ご承知おき願います。

なお、情報提供料は、平成 27 年度には発生せず、平成 28 年度には、当該市区町村を使用の本拠の位置としている全ての軽自動車の検査情報と平成 28 年度中の新規取得、移転、転入、転出、抹消、変更の情報に加えて継続検査の情報に係る情報提供料を負担していただくことを予定しています。

(3) 市区町村の端末等

市区町村には、軽自動車の検査情報をダウンロードするための LGWAN に接続可能な端末（専用の端末でなくても差し支えありません。）と接続環境を用意していただく必要があります。

6 軽自動車の検査情報の提供に係る事務手続き

市区町村が軽自動車の検査情報の提供を受けるための当機構への申込みや契約などの事務手続きについては、追ってお知らせすることとしています。

7 市区町村のメリット

軽自動車の検査情報を軽自動車税の課税事務に利用することによって、市区町村としては、次のようなメリットが考えられます。

- ① 軽自動車税の経年車重課、グリーン化特例（軽課）の導入に伴って、軽自動車税申告書の様式（地方税法施行規則様式第 33 号の 4 様式）が変更されて、初度検査の年に加えて月の情報、グリーン化特例の該当区分の情報についても申告をすることとなり、市区町村は、その申告内容の適否を確認する必要があるため軽自動車の検査情報が必須となりますが、本システムによって、経年車重課又はグリーン化特例（軽課）の対象区分の判定（今後の税制改正による基準の見直しを含む。）のための事務負担等が軽減され、正確な車両の情報に基づいた適正な課税ができます。
- ② 軽自動車の新規取得、移転、転入、転出、抹消、変更の情報に加えて継続検査の情報を、事由が発生した都度（当日の夕方以降）提供しますので、検査情報は軽自動車税申告書と共通する項目が多いことから、軽自動車税の申告書が市区町村に届く前に、申告書の内容の多くを確認しておくことができます。
- ③ 任意の時点における当該市区町村を使用の本拠の位置としている軽自動車の情報と

軽自動車税の課税台帳の一覧とを突き合わせることによって、精査を行うことができます（車両の実態とのかい離を抑止することで、より正確な納税通知につながる。）。

- ④ 前日までの軽自動車の検査情報を閲覧することによって、軽自動車税申告書が市区町村に届く前でも、住民からの問合せなどにスムーズに対応できます。
- ⑤ 専用のアプリケーションが不要で税制改正等があった場合でも、速やかに対応できるよう Web システムや地方公共団体を相互に接続する行政専用の非常にセキュアなネットワークである LGWAN を用いますので、市区町村のシステム構築が不要で、費用負担も少なくて済みます。
- ⑥ 検査情報は、汎用性の高いデータ形式（CSV、S-JIS 等）を用いますので、Excel 等で加工して課税事務に利用することができます。
- ⑦ 軽自動車税の課税台数の多い市区町村においては、検査情報を課税システム等に取り込む仕組みを作ることによって、課税システム等への入力負担を軽減できるとともに、正確な情報を入力できます。
- ⑧ 軽自動車の検査情報で利用されている住所コードは国土交通省の独自体系となっており、「全国町・字ファイル」の提供を受けている市区町村においては、本システムの「町・字コード」を用いることによって、容易に所在地等を判読できます。

8 軽自動車の検査情報の提供する事業への加入の意向調査

当機構としては、平成 28 年度から全ての市区町村がこの事業に加入することを前提としてシステムを構築することを予定していますが、システムの運営経費やデータ購入経費に基づき情報提供料を積算して全市区町村にお示しするためには、平成 28 年度からの加入の意向を把握する必要がありますので、別紙の「軽自動車税の課税事務に必要な軽自動車の検査情報の提供事業への平成 28 年度からの加入の意向調査（回答）」に必要事項を記入の上、平成 27 年 4 月 17 日（金）までに電子メールによって回答してください。

なお、この加入の意向調査の結果に基づいて、平成 28 年度以降の情報提供料を設定しますので、十分ご検討の上、回答願います。

9 その他

今後の当機構からの情報提供等は、できる限り当機構のホームページを通じて行いますので、ご不明な点等がございましたら、ホームページをご覧の上、電子メールで問い合わせ願います。

当機構ホームページ：<https://www.j-lis.go.jp/index.html>

【お問合せ先】

〒102-8419

東京都千代田区一番町 2 5 番地

地方公共団体情報システム機構

情報処理部

軽自動車検査情報提供事業準備特別チーム

担当：井上、吉田

TEL：03-5214-8008

FAX：03-5214-8057

E-Mail：lmv@j-lis.go.jp